

## 会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 **buildingSMART Japan** (以下「当法人」という。)の  
会員の入退会、年会費および会員の権利に関する事項を定めるものとする。

### (会員種別)

第2条 当法人の会員は、次の3種類とし、一般会員をもって一般社団法人及び一般財団  
法人に関する法律(以下、一般社団法という。)上の社員とする。

- (1) 一般会員 当法人の目的・事業・理念に賛同して入会した団体(会社、社団、財団な  
ど)
- (2) 個人会員 当法人の目的・事業・理念に賛同して入会した個人
- (3) 特別会員 当法人の目的・事業・理念に賛同して入会した研究機関、または学識経験  
者

2 一般会員、個人会員および特別会員は、その享受する権利に関し、種別を設けること  
ができる。

### (入会手続)

第3条 当法人の会員となるには、その会員希望者が当法人所定の様式で申込書を当法人  
に提出し、代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事は、新規会員候補の組織名と責任者名および希望参加委員会名を経営委員会  
に直接またはメール等で報告するものとする。

### (会員の年会費)

第4条 一般会員は、当法人の事業活動に必要な経費に充当するため年会費を支払わなけ  
ればならない。

- (1) 平成29年現在、一般会員に種別として、一般会員A、一般会員Bを設ける。

一般会員Aは通常の会員

一般会員Bはソフトウェア検定に際し、検定費用の優遇などを受けることができる。

- (2) 一般会員の種別選択は、社員総会の前までに行う会員の申告によるものとする。た  
だし、前年度の種別と変更する場合は、遅くとも年度初めまでに行うものとする。

- (3) 一般会員は、それぞれ以下の年会費を支払うものとする。

a) 一般会員A 12万円 (消費税を含まず)

b) 一般会員B 20万円 (消費税を含まず)

2 個人会員は、年会費を1万円支払わなければならない。

3 特別会員は、年会費の支払い義務はない。

- 4 社員の種別および年会費の額は社員総会で変更するものとする。
- 5 一般会員および個人会員が納付した会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(会員名簿)

第5条 当法人は、会員の氏名または団体名・住所、および連絡先のメールアドレスを記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

(会員の権利)

第6条 会員は次の権利を享受することができる。

- (1) 当法人の委員会に参加を希望し、経営委員会の承認を受けて委員に就任すること。
- (2) メール等による情報提供を受けること。
- (3) 当法人が主催、共催する研修会、セミナー等に参加すること。
- (4) 一般会員は、社員総会に参加し、議決に参加すること。
- (5) 一般会員は、**buildingSMART** 標準に関する情報を無償または有償で入手できる。
- (5) 一般会員は、その作成または販売するソフトウェアに関し、**IFC** 規格準拠の検定を有償で受けること。この場合、一般会員の種別により検定費用に差を設けるものとする。
- (6) 上記の項目を含み、この他に一般会員の種別により享受できる権利に差を設ける場合がある。この場合、会員にその差が分かるような広報を行うものとする。

(会費ほかの用途)

第7条 年会費、前年度繰越金および当法人社員の行った業務による入金は、毎年度における以下の用途に充当する。

- (1) **bSI(buldingSMART International)**への年度負担金(国際資金)
- (2) 国際会議への参加費用
- (3) 委員会の会議費および研究費
- (4) セミナーの企画運営費
- (5) 広報資料の印刷、作成費
- (6) 当法人の業務実施への謝礼
- (7) 国外・国内の旅費 (旅費規程による)
- (8) 税金
- (9) 事務局費用 (税理士費用、司法書士費用、行政書士費用等を含む)
- (10) 大規模国際会議引当金
- (11) その他

(退 会、除名)

第8条 当法人の会員は、いつでも退会することができる。ただし、一般会員は3か月以上前に書面で当法人に退会の予告をするものとする。

2 前項のほか、会員は次に掲げる事由により退会するものとする。

(1) 解散

(2) 除名

(3) 死亡

(4) 2年以上、会費を滞納したとき

3 一般会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によって決定する。ただし、1年以上連絡が取れない会員は経営委員会の決議で名簿から削除することができ、その結果を社員総会の際に報告するものとする。

4 個人会員及び特別会員の除名は、正当な事由があるときに限り、経営委員会の決議によって決定する。

(改 廃)

第9条 この規程の改訂は、経営委員会の決議によるものとする。

附 則

1. この規程は、平成30年1月1日から施行する。(平成29年12月12日経営委員会決)